

都留市企業立地支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

都留市長 堀 内 富 久

## 都留市条例第 5 号

都留市企業立地支援条例の一部を改正する条例

都留市企業立地支援条例(平成 20 年都留市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新設若しくは増設」を「新設、増設、移設若しくは建替」に、「支援措置」を「支援措置等」に改める。

第 2 条第 3 号中「及び市内に事業所等を有する企業等が事業を拡張するために既存の事業所等をすべて移転し新たに事業所等を設置する場合」を削り、同条第 6 号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「新設又は増設」を「新設、増設、移設又は建替」に改め、同号に次のただし書を加え、同号を同条第 7 号とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当する企業等は除く。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 増設 市内に事業所等を有する法人が当該事業所等を拡張し、又は市内に事業所等を加えて設置する場合をいう。

第 2 条第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 移設 市内に事業所等を有する法人が既存の事業所等を市内の他の場所に移転する場合をいう。

(6) 建替 市内に事業所等を有する法人が既存の事業所等を除却し、同一の敷地内に新たに事業所等を設置する場合をいう。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

(適用要件)

第 3 条 第 6 条の支援措置は、規則に定める業種等に該当する者であって、次条の規定に該当する新設又は増設を行うものに適用する。ただし、第 6 条第 6 項に規定す

る支援金の交付については、次条の規定に該当しない新設又は増設を行う者についても適用する。

第4条 第6条の支援措置の適用基準は、次に掲げる者について適用する。

(1) 新設を行う者であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 取得する事業所等の敷地面積が1,000平方メートルを超えること。

イ 取得する事業所等の延床面積が500平方メートルを超えること。

ウ 投下資産が5,000万円以上であること。

エ 正規雇用者数が15人以上であること。

(2) 増設を行う者であって、次のアからウまで及びオに掲げる要件又はア、イ、エ及びカに掲げる要件に該当するもの

ア 取得する事業所等の敷地面積が既存の事業所等の敷地面積を含み1,000平方メートルを超えること。

イ 取得する事業所等の延床面積が既存の事業所等の延床面積を含み500平方メートルを超えること。

ウ 投下資産が3,000万円以上であること。

エ 投下資産が5,000万円以上であり、生産効率化を図るための自動化を行っていること。

オ 正規雇用者数が5人以上増加すること。

カ 正規雇用者数が現状維持又は1人以上増加をすること。

2 前項に規定するもののほか、移設を行う者であって、同項第1号に掲げる要件にすべて該当するものは新設とみなし、同項第1号ア及びイ並びに第2号ウ及びオの要件又は同項第1号ア及びイ並びに第2号エ及びカの要件に該当するものは増設とみなし適用する。ただし、敷地面積、延床面積及び正規雇用者数が、移設前の状況より縮小する場合については、適用しない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める事業所等については、規則で定めるところにより支援措置を適用する。

第5条第1項中「(以下「申請者」という。)」を削る。

第6条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「第4条第1項の規定にかかわらず、

第 3 条の適用要件に該当する」を削り、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 市長は、指定事業所に対して、当該指定事業所が、都留市下水道条例(平成 15 年 都留市条例第 22 号)の規定に基づき公共下水道を使用した場合において、2 月間の排除汚水量が 1,200 立方メートル以上であるときは、規則の定めるところにより、その使用に係る料金として納付した額の範囲内で支援金を交付することができる。
- 5 市長は、指定事業所に対して、当該指定事業所が、下水道の未整備等により、現に下水道を利用することができない場合において、企業立地に伴い新たに合併処理浄化槽を設置するときは、規則の定めるところにより、当該合併処理浄化槽の設置に要する費用の額の範囲内で支援金を交付することができる。

第 7 条第 1 号中「事業所等の新設又は増設」を「企業立地」に改め、同条第 4 号中「事業所等の設置に必要な」を「市長が必要と認める」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 3 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 公共的施設その他立地条件の改善整備に関すること。

第 7 条第 2 号中「及び労働力の確保」を「のあっせん」に改め、同号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 労働力の確保に関すること。
- (4) 官公署との連絡に関すること。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。